

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 高齢者医療保険課 ▷保険料について (0798・35・3110) ▷被保険者証・減額認定証等について (0798・35・3192)

7/12 保険料額決定通知書を送付

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳以上で一定の障害があり、申請により認定を受けた人が加入する制度です。7月12日に平成31年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

一 保険料の計算方法

計算方法は下記のとおり

均等割額	+	所得割額	=	平成31年度 保険料額(年額)
4万8855円 (前年度と同じ)		平成30年中の 基準総所得金額×10.17% (※) (前年度と同じ)		上限62万円 (前年度と同じ)

(※)基準総所得金額＝所得(収入額－控除額)の合計－基礎控除額(33万円)。
控除には各種所得控除(社会保険料控除や扶養控除等)は含みません

■ 被扶養者だった人の軽減(平成31年度)

制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者だった人は、所得割額はかからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額は5割軽減されます。

※均等割額の軽減(8.5割軽減、8割軽減)に該当する人はそれぞれの軽減割合が適用されます(詳細は「所得の低い人の軽減」を参照)

一 所得の低い人の軽減

平成30年中の所得に応じて31年度の保険料が軽減されます。

◇均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。また、65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます(年金特別控除)。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合 (軽減後の均等割額)
基礎控除額(33万円) 世帯内の被保険者全員の所得(公的年金等 控除額は80万円として計算する)が0円	8割(9771円) (※1)(※2)
上記以外	8.5割(7328円)(※1)
基礎控除額(33万円)+28万円(※3)×被保険者数	5割(2万4427円)
基礎控除額(33万円)+51万円(※3)×被保険者数	2割(3万9084円)

(※1)本来は7割軽減ですが、特例措置により8.5割または8割軽減となります
(※2)平成30年度は9割軽減でしたが、制度の見直しにより31年度は8割軽減となります
(※3)平成31年度保険料の低所得者軽減措置が拡充されました

■ 保険料の減免

災害で大きな損害を受けたとき、退職等で所得が著しく減少したとき、他の被保険者や世帯主が死亡したなどで世帯の所得が軽減判定基準以下となると、一定期間給付の制限を受けたときで保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

新しい被保険者証を7月下旬に送付

8月からは新しい被保険者証を 医療機関等で提示

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な場合は、早めに相談してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税世帯(右表の低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)の提示で医療機関ごとの支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。世帯員全員が住民税非課税世帯の人で減額認定証の申請をしていない場合は、申請をしてください。(※)

限度額適用認定証

現役並み所得Ⅰ・Ⅱに該当する人は、限度額適用認定証の提示で医療機関ごとの支払いが区分に応じた限度額までになります。入院等で自己負担額が限度額を超え、限度額適用認定証が必要な人は申請をしてください。(※)

(※)申請場所…高齢者医療保険課(市役所本庁舎1階)、各支所、アクタ西宮ステーション

現在、減額認定証・限度額適用認定証を持ち、8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい認定証を送付します。

◆医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

区分	割合	自己負担限度額(1カ月当たり)		入院時食事代の標準負担額 (1食当たり)
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
現役並み所得者(※1)	Ⅲ	25万2600円+(医療費-84万2000円) ×1%(多数回(※3)14万100円)		460円 ※指定難病患者は260円。 平成28年3月31日時点で1 年以上継続して精神病床に 入院していた人で引き続き 医療機関に入院している人 も当分の間260円
	Ⅱ	16万7400円+(医療費-55万8000円) ×1%(多数回(※3)9万3000円)		
	Ⅰ	8万100円+(医療費-26万7000円) ×1%(多数回(※3)4万4400円)		
一般		1万8000円(年間 上限14万4000円)	5万7600円(多数回 (※3)4万4400円)	
低所得(※2)	Ⅱ	8000円	2万4600円	90日までの入院…210円 90日を超える入院(過去12 カ月の入院日数)…160円
	Ⅰ		1万5000円	100円

(※1)現役並み所得者の区分は世帯の被保険者の住民税課税所得額によって判定
Ⅲ…690万円以上、Ⅱ…380万円以上、Ⅰ…145万円以上

(※2)低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除額(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。または老齢福祉年金の受給者▷低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人

(※3)過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があった場合は4回目から「多数回」となり、限度額が下がります

8月11・12日に運行 申込は7月19日まで

墓参バスの利用者募集

問 斎園管理課
(0798・35・3306)

市と阪急バスは、8月11日(日・祝)・12日(月・休)に運行する白水峡公園墓地への墓参バスの利用者を募集します。両日とも、運行経路・時間は同じです。また、8月11・12日の午前9時～午後4時に中央園地西側駐車場で臨時香花店が出店します。

◆さくらやまなみバスで白水峡公園墓地へ

下車場所は白水峡墓園前(十八丁橋)停留所。なお、バスは墓地内には入りませんのでご注意ください。

問合せは交通計画課(0798・35・3527)へ。

【運行経路・時間】

午前8時20分 阪急西宮北口駅南広場バスターミナル ※中央園地西側駐車場へ行く人は、9時25分に墓地前から出発(墓地前～駐車場の間は途中下車不可)
8時30分 JR西宮駅北側 ※帰りは10時40分に駐車場、10時45分に墓地前を出発予定
8時40分 市役所本庁舎前 (行きと反対の経路をたどります)
9時20分 白水峡公園墓地前
9時25分 中央園地西側駐車場へ出発

【料金】片道620円(小学生以下310円)

【定員】各日100人程度

【申込】往復ハガキに住所、氏名、電話番号、希望日(第2希望まで)、人数、乗車希望場所(阪急西宮北口駅かJR西宮駅か市役所本庁舎前)、下車希望場所(墓地前か中央園地西側)を書き、7月19日(消印有効)までに斎園管理課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ。多数の場合、人数調整あり。通知は7月26日頃発送